

○衛生上必要な措置基準（法3条、条例2条）

項目	基 準	
	一般クリーニング所	取次店
全般	<input type="checkbox"/> クリーニング所（機械・器具を含む。）を清潔に保つこと。 (法3条3項1号) <input type="checkbox"/> 定期的に消毒し、ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。(条例2条1項9号) <input type="checkbox"/> 有機溶剤を使用する洗濯機等は、有機溶剤が漏出しないように定期的に点検すること。 (条例2条1項10号) <input type="checkbox"/> 洗濯に使用する水及び有機溶剤は、清浄なものを用いること。 (条例2条1項11号) <input type="checkbox"/> 洗濯に使用した有機溶剤の排液等は、適切に処理すること。(条例2条1項13号)	一般に準じる。
洗濯物	<input type="checkbox"/> 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。 (法3条3項2号) <input type="checkbox"/> 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。 (法3条3項3号) <input type="checkbox"/> 使用した洗剤、有機溶剤等が、仕上げが終わった洗濯物に残留しないようにすること。 (条例2条1項12号)	一般に準じる。 一般に準じる。
指定洗濯物	<input type="checkbox"/> 指定洗濯物を取り扱う場合は、他の洗濯物と区分しておく、洗濯する前に消毒すること。ただし、消毒効果を有する洗濯法による場合は除く。(法3条3項5号) 指定洗濯物： <input type="radio"/> おむつ、パンツ、てぬぐい、タオルその他これらに類するもの <input type="radio"/> 病院・診療所において療養のために使用された寝具 その他これらに類するもの <input type="radio"/> 感染症にかかっている者が使用したもの <input type="radio"/> 感染症にかかっている者に接した者が使用したもので、感染症を起こす病原体による汚染のおそれがあるもの	
保管容器 集配容器	<input type="checkbox"/> 定期的に消毒し、ねズみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。(条例2条1項9号)	
その他	<input type="checkbox"/> 業務従事者が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を届出し、指示に従って作業に従事させること。 (条例2条1項14号) <input type="checkbox"/> 業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるよう指示があった場合、受診させること。 (条例2条1項15号)	一般に準じる。 一般に準じる。

法：クリーニング業法
条例：福山市クリーニング業法施行条例